

○姫路市給水条例施行規程

平成10年4月1日

水管規程第5号

改正 平成12年12月20日水管規程第5号

平成13年3月30日水管規程第3号

平成16年10月1日水管規程第7号

平成19年7月1日企管規程第22号

平成22年3月31日企管規程第2号

平成23年3月31日水管規程第1号

平成28年3月31日水管規程第1号

令和4年4月1日上下水管規程第2号

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給水装置の工事及び費用（第3条—第12条）

第3章 給水（第13条—第23条）

第4章 料金及び分担金（第24条—第33条）

第5章 管理（第34条・第35条）

第6章 補則（第36条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規程は、姫路市給水条例（昭和36年姫路市条例第21号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（給水方式）

第2条 給水方式は、市の水圧で直接に給水することを原則とする。

2 条例第5条に規定する申込者（以下単に「申込者」という。）は、水圧が不足する箇所、一時に多量の水を使用する箇所その他必要がある場合は、受水槽を設けなければならない。

第2章 給水装置の工事及び費用

(給水装置の新設等の申込み)

第3条 条例第5条の申込みは、給水装置工事申込書（兼業者施行承認願。以下「給水装置工事申込書」という。）によらなければならない。

(業者施行の願出)

第4条 条例第7条第1項の規定により指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）が、設計及び工事を施行しようとするときは、給水装置工事申込書により、図面及び設計書を添えて願出しなければならない。

2 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、必要と認めるときは、受水槽以下の装置についても、設計図その他必要な書類の提出を求めることができる。

3 指定工事業者は、設計を変更し、又は工事を取りやめたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

(工事完成届)

第5条 条例第7条第1項の規定による指定工事業者の工事が完成したときは、申込者は速やかに給水装置工事完成届により届出を行い、工事関係者立会いの上、管理者の検査を受けなければならない。

2 前項の検査の結果、管理者が不良と認めるときは、期日を指定して指定工事業者に改修を命ずるものとする。

3 指定工事業者が指定の期日までに改修しないときは、管理者が改修し、その費用を指定工事業者から徴収する。

(利害関係人の同意書等)

第6条 条例第7条第3項の規定による利害関係人の同意書等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 他人の所有建物に給水装置を設置しようとする場合 給水装置工事申込書のうち建物占用承諾書
- (2) 他人の所有地を通過して給水装置を設置しようとする場合 給水装置工事申込書のうち土地占用承諾書
- (3) 他人の給水装置から分岐して給水装置を設置しようとする場合 給水装置工事

申込書のうち支管分岐承諾書

(4) 前3号に規定する場合のほか、管理者が特別な理由があると認める場合 利害関係人の承諾書

(5) 前各号のほか、管理者が必要と認める場合 申込者の誓約書
(給水装置の変更撤去)

第7条 給水装置の分岐を承諾した当該給水装置の所有者は、当該給水装置を変更し、又は撤去しようとするときは、あらかじめ分岐の承諾を受けた者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者が、指定の期日までに必要な処置をしないときは、給水装置の使用を廃止したものとみなす。

(構造及び材質の指定等)

第8条 条例第8条第1項に規定する構造及び材質の指定及び同条第2項に規定する工法、工期その他の工事上の条件の基準は、管理者が別に定める。

(工事費の算出基礎)

第9条 条例第10条の工事費の算出基礎は、次に定めるところによる。

- (1) 材料費 管理者が定める材料単価表
- (2) 労力費 管理者が定める各工種別歩掛表及び労力単価表
- (3) 道路復旧費 管理者が定める道路復旧単価表
- (4) 運搬費 兵庫県土木工事実施設計用積算基準に基づき管理者が定める額
- (5) 工事監督費 簡易水道等施設整備費の国庫補助について（昭和44年厚生省環第405号）の別紙簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱に規定する工事設計標準歩掛表に基づき管理者が定める額

(6) 間接経費 管理者が定める間接経費区分表

(管理者の工事施行による損害等)

第10条 管理者は、管理者が施行する工事により、当該工事場所の工作物その他の物件に必要最小限度の損害を与えても、その賠償の責めを負わない。ただし、管理者に重大な過失があるときは、この限りでない。

2 管理者は、給水装置の破損、漏水等による損害について賠償の責めを負わない。

(工事費の過不足)

第11条 条例第18条第2項ただし書に規定するその額がこれに要する費用の実費に満たないときは、概算額と精算額との差額が50円未満のときをいう。

(撤去材料の処分)

第12条 条例第19条第1項の規定により、給水装置に変更を加えたために取除いた既設給水装置の材料は、その所有者の同意を得て市の所有とすることができる。

第3章 給水

(共用給水装置の設置)

第13条 条例第20条の3に規定する管理者が必要と認めた者とは、次の各号に規定する要件を具備する者をいう。

- (1) 専用給水装置を設置することができない者
- (2) 給水装置を家事用に5戸以内で使用する者

(代理人の選定又は変更の届出)

第14条 条例第20条の4に規定する代理人の選定又は変更の届出は、給水装置所有者代理人選定(変更)届によらなければならない。

(総代人の選定と変更の届出)

第15条 条例第20条の5第1項の規定による総代人を選定したときの届出は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める関係者の連署によりしなければならない。

- (1) 給水管を共有する場合 その共有者
- (2) 共用給水装置を使用する場合 その使用者
- (3) その他管理者が必要と認めた場合 管理者が必要と認める者

2 前項の規定は、総代人又はその住所に変更があったときの届出について準用する。

3 前2項の届出は、給水装置総代人選定(変更)届によらなければならない。

(メーター設置場所)

第16条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)又は給水装置の使用者(以下「使用者」という。)は、水道メーター(以下「メーター」という。)を設置す

るのに必要な場所を提供しなければならない。

2 メーターを設置する場所は、次の各号に該当しなければならない。

- (1) メーターの検針が容易であること。
- (2) 乾燥し、汚水が入り難いこと。
- (3) メーターが、外傷により破損しないこと。

(保管者の義務)

第17条 条例第22条第2項に規定する保管者（以下単に「保管者」という。）はメーターの検針若しくは取替えを阻害し、又は機能を害するような物件を置き、又は工作物を設けてはならない。

2 管理者は、保管者が前項の規定に違反したときは、原状回復、位置の変更その他の必要な処置を命じることができる。

3 前項の場合において、保管者が命令に従わないときは、管理者が自らその処置を行い、その費用は当該保管者から徴収する。

(給水装置の使用の中止)

第18条 管理者は、条例第23条第1項に規定する水道使用者等が1月以上給水装置を使用しないと認めたときは、同項第1号に規定する給水装置の使用を中止する届出があったものとみなすことができる。

(届出義務者)

第19条 条例第23条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する場合の届出義務者は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止しようとする場合 使用者
- (2) 給水装置の使用を廃止しようとする場合 所有者
- (3) 給水装置の用途を変更しようとする場合 使用者
- (4) 消防演習のため私設消火栓を使用しようとする場合 使用者
- (5) 消防のため私設消火栓を使用した場合 使用者
- (6) 市が供給する水とそれ以外の水を併用しようとするとき（給水装置に設置されたメーターの口径が30ミリメートル以下であるとき、又は飲用に供しないときを除く。） 使用者

(7) 給水装置の所有権に変更があった場合 新旧所有者

(8) 使用者に変更があった場合 新旧使用者

(9) 所有者、代理人又は総代人の住所に変更があった場合 所有者

2 前項第6号及び第7号の場合において、その事実を証する書類を提示し、又は添付したときは、旧所有者又は旧使用者の連署を要しない。

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓を公共の消防演習のため使用しようとする者は、消防署長が発行した公共の消防演習であることを証明する書類を管理者に提出しなければならない。

(修繕等の請求)

第21条 次の各号に掲げる請求は、電話その他適宜な方法によることができる。

(1) 条例第24条の2第1項の規定による修繕その他必要な処置の請求

(2) 条例第25条第1項の給水装置及び水質の検査の請求

(メーターの検査)

第22条 条例第25条第1項の規定によるメーターの検査は、請求者の立会いの上行うものとする。

2 請求者が前項の立会いをしないときは、請求者はその結果について異議を申し立てることができない。

3 管理者は、検査の結果の値が使用公差を超えるときは、その割合に応じて既使用の水量を更正し、料金を還付し、又は追徴する。この場合においては、次回の徴収の料金で精算することができる。

(検査に要する特別費用)

第23条 条例第25条第2項の特別の費用を要する場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 給水装置の機能について、通常検査以外の検査を行うとき。

(2) 水質について、飲料の適否に関する検査以外の検査を行うとき。

第4章 料金及び分担金

(湯屋用等の適用基準)

第24条 条例第26条第4項に規定する湯屋用とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）の規定による公衆浴場（温泉、むし風呂その他特殊な公衆浴場を除く。）における水道の使用をいうものとする。

（用途別適用順位）

第25条 1個のメーターから料率の異なる2種以上の用途に給水するときは、料率の高い用途の料率を適用する。

（料金計算における1月）

第26条 料金計算上1月とは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 毎月計量のものにあつては、前月の計量の日翌日から当月の計量の日までをいう。
- (2) 隔月計量のものにあつては、前期計量の日翌日から当期の計量の日までを2箇月とし、これを2分したものをいう。

（使用水量の認定）

第27条 条例第28条の使用水量の認定の方法は、管理者が別に定めるところによる。

（特別な料金計算によるものの範囲）

第28条 条例第29条本文の主として一般住宅用に供するものとは、集合住宅又は住宅団地で次の各号に該当するものをいう。

- (1) 1建物又は1団地内に一般住宅が3分の2以上存すること。
- (2) 1建物又は1団地内に存する一般住宅の各戸に給水栓を有すること。

2 条例第29条本文の規定の適用を受ける使用者で、受水槽以下の装置を設けているものは、当該受水槽以下の装置において戸（箇）数に変更があるときは、直ちに管理者にその旨を届け出なければならない。

（中高層集合住宅の料金の算定等の特例）

第29条 条例第29条の2に規定する管理者が別に定める条件とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 受水槽以下の装置の管理が、水道法（昭和32年法律第177号）の適用を受けられる場合には、同法の規定に適合していること。また、水道法の適用を受けない

場合には、簡易専用水道に関する同法の規定に準じて管理されていること。

- (2) 受水槽以下の装置が、管理者が別に定める受水槽装置の取扱基準に適合していること。
- (3) 受水槽以下の装置の各戸（箇所）に管理者が指示するメーターを設置していること。
- (4) 中高層集合住宅については、3階建以上で、総戸数が10戸以上あり、かつ、一般住宅が総戸数の3分の2以上存すること。
- (5) 住宅団地については、市の水圧で直接に給水することができないため受水槽を共用し、当該受水槽から給水を受ける計画総戸数が10戸以上の住宅団地で、かつ使用戸数が住宅団地の計画総戸数の4分の3以上存すること。
- (6) 受水槽以下の装置の維持管理、検針方法、水道料金等について、管理者が定めた条項による契約を締結すること。

2 条例第29条の2の規定は、既に同条の規定の適用を受けた住宅団地の受水槽以下の装置を使用して別に受水槽を設けた受水槽以下の装置については、適用しない。

3 条例第29条の2に規定する管理者が別に定める方法とは、受水槽以下の装置に設置している各戸（箇所）ごとのメーターの口径及びその使用水量（管理者が第1項の条件に適合していると認定した日以後の最初の計量の時以後のものに限る。）により料金を算定する方法とする。

（料金の徴収区分等）

第30条 条例第32条第1項本文の規定により料金を2箇月分まとめて徴収するときは、使用水量の計量を行う月（以下「計量月」という。）を偶数月とする区域と奇数月とする区域に区分して徴収する。

2 料金の納期は、計量月の翌月10日（以下「納期日」という。）とする。ただし、納期日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日とする。

3 管理者は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、納期を別に定めることができる。

4 第1項に規定する区域は、管理者が別に定める。

5 一時的な給水その他特別な水の供給の場合は、随時徴収する。

(特別の場合における使用水量の算定)

第31条 1 立方メートル未満の使用水量又は計量以後の使用水量は、2箇月ごとに計量するものにあつては次の計量月、毎月計量するものにあつては翌月の使用水量に算入する。ただし、給水装置の使用を中止し、若しくは廃止し、又は給水を停止したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の場合に1立方メートル未満の端数があるときは、これを切り捨てて計算する。

(料金等の徴収方法)

第32条 管理者は、料金及び開栓手数料を納入通知書、口座振替又は集金の方法により徴収する。

2 工事費、修繕工事費、手数料(開栓手数料を除く。)及びその他の諸収入金は納入通知書により徴収する。

3 第1項の集金の方法による領収証は、管理者が指定する領収書に集金員印があるものに限り有効とする。

(分担金の納付)

第33条 分担金は、納入通知書により指定する期日までに納入しなければならない。

2 分担金を前項の納入通知書を発した日から30日以内に納付しないときは、給水工事の申込みを取り消したものとみなす。

第5章 管理

(標識)

第34条 給水を受ける家屋の門戸には、管理者が別に定める標識を掲げることができる。

(身分証明書)

第35条 条例及びこの規程により職務を執行する職員は、常時身分証明書を携帯しなければならない。

第6章 補則

(施行細目)

第36条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 姫路市給水条例施行規程（昭和36年姫路市水道局管理規程第5号）は、廃止する。

附 則（平成12年12月20日水管規程第5号）

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成13年3月30日水管規程第3号）

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日水管規程第7号）

この規程は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成19年7月1日企管規程第22号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。
- 2—4 [略]

(その他の経過措置)

- 5 前3項に規定するもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、公営企業管理者が定める。

附 則（平成22年3月31日企管規程第2号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 2—7 [略]

(その他の経過措置)

- 8 前6項に規定するもののほか、この規程の施行に伴い必要な経過措置は、水道事業管理者が定める。

附 則（平成23年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月31日水管規程第1号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月1日上下水管規程第2号）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。